

# 独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校 ネーミングライツ事業及び広告事業取扱規則

制 定 令和 7 年 1 月 9 日

## (目的)

**第1条** この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校（以下「本校」という。）におけるネーミングライツ事業及び広告事業に関し必要な事項を定め、もって本校の保有する施設等の有効活用による自己収入の拡大及び教育研究環境の向上を図ることを目的とする。

## (定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 法人、法人以外の団体をいう。
- (2) 命名権 事業者等が本校の施設等の愛称を決定する権利をいう。
- (3) ネーミングライツ事業及び広告事業 契約により、本校が事業者等に命名権又は広告を掲載する権利（以下「命名権等」という。）を付与し、命名権等を付与された事業者（以下「ネーミングライツパートナー」又は「広告パートナー」という。）からその対価（以下「ネーミングライツ料」又は「広告料」という。）を得て、本校の教育研究環境の整備等を図る事業をいう。

## (事業の基本原則)

**第3条** ネーミングライツ事業及び広告事業は、本校の施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようしなければならない。

- 2 本校は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。
- 3 本校は、ネーミングライツ事業を導入した施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて愛称ではなく従来の名称を使用するものとする。
- 4 ネーミングライツ事業及び広告事業による収入は、施設等の維持管理、修繕その他施設整備を行うための費用に充てるものとする。

## (命名権等の付与期間)

**第4条** 命名権等を付与する期間は、契約ごとにこれを定める。

## (命名権等に付帯する特典等)

**第5条** 本校が、本契約に基づき事業者等に提供する特典等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ネーミングライツパートナーは、施設等に愛称設定の他、サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びP R 等の表示）を掲示できる。
- (2) 広告パートナーは、施設等に広告（企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマ

ーク、企業広告及びPR等の表示)を掲示できる。

(募集)

**第6条** ネーミングライツ事業及び広告事業の実施に当たっては、次に掲げるところにより、原則として公募によるものとする。

- (1) 募集については、ホームページ等により広く行うものとする。
- (2) 命名権料その他ネーミングライツ事業及び広告事業に必要な事項については、募集の都度募集要項において定める。

2 校長は、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、公募によらずにネーミングライツ事業及び広告事業を決定することができる。

- (1) 本校との共同研究と直接関連する施設等に係るネーミングライツ事業及び広告事業であって、当該共同研究の相手方又はこれらに準ずる者以外にネーミングライツ事業及び広告事業を実施させることが本校にとって不利である場合
- (2) 前号のほか、特定の者以外ではネーミングライツ事業又は広告事業が実施できない場合

(応募)

**第7条** ネーミングライツ事業及び広告事業への応募資格を有する事業者等は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (3) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (4) 社会問題をおこしているもの
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の規程による貸金業を行うもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- (6) 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- (7) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体
- (8) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体
- (9) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っているもの
- (11) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (12) 前各号によるもののほか、ネーミングライツパートナー又は広告パートナーとしてふさわしくないと本校が認めるもの

2 ネーミングライツ事業及び広告事業に応募する者は、ネーミングライツ事業・広告事業実施申込書（別紙様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、校長に提出しなければならない。

- (1) 事業者等の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）
- (6) サイン及び広告の原案図及び設計図（ネーミングライツ事業）
- (7) 広告の原案図及び設計図（広告事業）

（使用できない愛称及び広告）

**第8条** ネーミングライツパートナー及び広告パートナーは、次に掲げる愛称及び広告は使用することができない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
- (4) 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- (5) 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- (6) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるものの
- (7) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもの
- (9) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (10) 酒の広告や飲酒を促すもの
- (11) たばこの広告や喫煙を促すもの
- (12) 社会問題の主義及び主張に関するもの
- (13) 個人の名刺広告に関するもの
- (14) その他表記する愛称及び広告として適当でないと認められるもの

（審査機関）

**第9条** ネーミングライツパートナー及び広告パートナーの選定、命名する愛称、広告、ネーミングライツ・広告料その他の審査は、本校学校運営委員会において審査する。

2 審査に関し必要な事項は、校長が別に定める。

（決定及び通知）

**第10条** 校長は、本校学校運営委員会の審査内容及び結果を尊重し、応募された愛称、広告の採用可否及び命名権者等を決定するものとする。

2 校長は、応募者に対し、採用を決定したときは、ネーミングライツ事業者・広告

事業者採用通知書（別紙様式第2号）により、不採用を決定したときは、ネーミングライツ事業者・広告事業者不採用通知書（別紙様式第3号）により通知しなければならない。

（契約）

**第11条** 校長は、ネーミングライツパートナー及び広告パートナーの採用通知後、速やかに契約担当役（独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第8条第1号に規定する者をいう。）に採用者との契約を締結させるものとする。

（費用負担）

**第12条** ネーミングライツ事業及び広告事業に係る施設の愛称、サイン及び広告の設置及び変更に係る経費については、ネーミングライツパートナー又は広告パートナーが負担するものとする。

2 契約期間の満了及び命名権の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナー又は広告パートナーが負担するものとする。

（ネーミングライツ料及び広告料の納入）

**第13条** 命名権者は、ネーミングライツ料及び広告料を指定された期日までに本校が指定した預金口座へ年度毎に一括で納入しなければならない。ただし、校長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 校長は、前項ただし書の場合においては、ネーミングライツパートナー及び広告パートナーと協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

（愛称変更の禁止）

**第14条** 命名権等を付与する期間内における愛称の変更は、禁止とする。ただし、校長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

（契約の解除）

**第15条** ネーミングライツパートナー及び広告パートナーは、都合によりネーミングライツ・広告事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。

2 前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業・広告事業契約解除申出書（別紙様式第4号）を、校長に提出しなければならない。

（命名権等の取消し）

**第16条** 校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、命名権等の付与を取消すことができる。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツ料又は広告料の納入がないとき
- (2) ネーミングライツパートナー又は広告パートナーが、法令に違反したとき、又はそのおそれがあるとき
- (3) ネーミングライツパートナー又は広告パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき
- (4) 前条の規定により、ネーミングライツパートナー又は広告パートナーから契約解除の申出があったとき
- (5) その他校長が命名権等の決定を取消すことを必要と認めるとき

2 校長は、前項の規定により命名権等の付与を取消したときは、命名権等付与取消

通知書（別紙様式第5号）により命名権者等に通知するものとする。

3 前項の規定により命名権等の付与を取消した場合、第13条の規定により既に納入されたネーミングライツ料又は広告料については、返還しないものとする。ただし、本校の都合又は災害により、対象施設等の使用又は維持管理が困難となり、命名権等の有用性が消失した場合は、全部又は一部を返還する。

（事務）

**第17条** ネーミングライツ事業及び広告事業に関する事務は、総務課企画・地域連携係が処理する。

（雑則）

**第18条** この規則に定めるもののほか、ネーミングライツ事業及び広告事業に関する必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和7年12月 日から施行する。

別紙様式第1号（第7条関係）

年　月　日

独立行政法人国立高等専門学校機構  
鳥羽商船高等専門学校長 殿

申込者  
住 所  
名 称  
代表者

印

ネーミングライツ事業・広告事業実施申込書

独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校ネーミングライツ事業  
及び広告事業取扱規則第7条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり  
応募します。

応募の種類	<input type="checkbox"/> ネーミングライツ事業 <input type="checkbox"/> 広告事業	
施設名		
愛称（案）		
愛称の理由		
料金	<input type="checkbox"/> ネーミングライツ料 <input type="checkbox"/> 広告料	円（年額／税抜） 円（年額／税抜）
契約期間	年　月　日から	年　月　日まで
連絡先	担当者氏名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

【添付書類】

- (1) 事業者等の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）
- (6) サイン及び広告の原案図及び設計図（ネーミングライツ事業）
- (7) 広告の原案図及び設計図（広告事業）

別紙様式第2号（第10条関係）

鳥船専総第 号  
年 月 日

殿

独立行政法人国立高等専門学校機構  
鳥羽商船高等専門学校長

○ ○ ○ ○

ネーミングライツ事業者・広告事業者採用通知書

次のとおり事業者に採用することを決定しましたので、独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校ネーミングライツ事業及び広告事業取扱規則第10条第2項の規定により通知します。

応募の種類	<input type="checkbox"/> ネーミングライツ事業 <input type="checkbox"/> 広告事業	
施設名		
愛称		
愛称の理由		
料金	<input type="checkbox"/> ネーミングライツ料 <input type="checkbox"/> 広告料	円（年額／税抜） 円（年額／税抜）
契約期間	年 月 日から	年 月 日まで
連絡先	担当者氏名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

別紙様式第3号（第10条関係）

鳥船専総第 号  
年 月 日

殿

独立行政法人国立高等専門学校機構  
鳥羽商船高等専門学校長

○ ○ ○ ○

ネーミングライツ事業者・広告事業者不採用通知書

年 月 日付けで申込みのありましたネーミングライツ事業・広告事業につきましては、誠に残念ではございますが、不採用となりましたので、独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校ネーミングライツ事業及び広告事業取扱規則第10条第2項の規定により通知いたします。

また、募集の機会がありましたら、ご検討のほどよろしくお願ひいたします。

不採用とした理由：

以上

別紙様式第4号（第15条関係）

年　月　日

独立行政法人国立高等専門学校機構  
鳥羽商船高等専門学校長 殿

申出者  
住 所  
名 称  
代表者 印

ネーミングライツ事業・広告事業契約解除申出書

独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校ネーミングライツ事業及び広告事業取扱規則第15条第2項の規定に基づき、次のとおり事業の契約解除を申し出ます。

応募の種類	<input type="checkbox"/> ネーミングライツ事業 <input type="checkbox"/> 広告事業	
施設名		
愛称		
契約期間	年　月　日から	年　月　日まで
料金	<input type="checkbox"/> ネーミングライツ料 <input type="checkbox"/> 広告料	円（年額／税抜） 円（年額／税抜）
契約解除の理由		

別紙様式第5号（第16条関係）

鳥船専総第 号  
年 月 日

殿

独立行政法人国立高等専門学校機構  
鳥羽商船高等専門学校長

○ ○ ○ ○

命名権等付与取消通知書

（対象施設名）の愛称を決定する命名権等の付与について、次の理由により取消しましたので、独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校ネーミングライツ事業及び広告事業取扱規則第16条第2項の規定により通知します。

なお、同条第3項の規定により、既に納入されましたネーミングライツ料及び広告料については返還しません。

取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	